

## 独立行政法人経済産業研究所名誉顧問称号授与規程

〔平成30年3月30日  
規程第56号〕

改正 令和2年12月25日 令和2・12・24 独経研第2号

### (目的)

第1条 この規程は、独立行政法人経済産業研究所（以下「研究所」という。）における独立行政法人経済産業研究所名誉顧問（以下「名誉顧問」という。）の称号の授与について必要な事項を定めるものとする。

### (授与の基準)

第2条 名誉顧問の称号は、研究所の所長として在籍し、退職した者に対して授与することができる。

2 前項に掲げる者のほか、当研究所の業務運営に寄与した者で特に理事長が必要と認めた者に名誉顧問の称号を授与することができる。

### (被授与者の決定)

第3条 理事長は、前条に該当すると認められる者がいるときは、名誉顧問の称号を授与される者（以下「被授与者」という。）を決定する。

### (称号の授与)

第4条 名誉顧問の称号の授与は、名誉顧問記（別紙様式）を交付して行う。

### (称号授与の取消し)

第5条 理事長は、被授与者がその名誉を汚す行為を行ったと認めるときは、名誉顧問の称号を取消することができる。

2 理事長は、前項の規定により、称号の取消しを行う決定をしたときは、前条の名誉顧問記を返付させるものとする。

附 則（平成30・3・29 独経研第14号）

この規程は平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2.12.24 独経研第2号）

この規程は、令和3年1月1日から施行する。

番 号

独立行政法人経済産業研究所名誉顧問記

氏 名  
生年月日

独立行政法人経済産業研究所名誉顧問の称号を授与する。

年 月 日

独立行政法人経済産業研究所 理事長